

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第36回）
議事録

日時：令和3年2月3日（水）15:30～16:15

場所：WEB会議

出席者：

松原小委員長、清水委員、曾田委員、高須委員、田島委員、新島委員、
脇坂委員

議題：

議題1 工場立地動向調査の見直しについて（審議事項）

議題2 国家戦略特区法の改正について（報告事項）

議事内容：

○前田地域企業高度化推進課長

定刻になりましたので、ただ今より「産業構造審議会地域経済産業分科会 第36回工場立地法検討小委員会」を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、経済産業省地域経済産業政策統括調整官の桜町より、一言御挨拶を申し上げます。

○桜町地域経済産業政策統括調整官

本日は、皆様本当にお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。日頃から地域経済産業政策に御理解と御協力をいただき、大変感謝しております。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

本日は、工場立地動向調査について、御議論いただきたいと思います。工場立地動向調査は、工場立地法に基づき、環境保全を図りながら工場立地が適正に行われるようにするための基本的な取組として、今から50年近く前から行われてきております。

ただ、50年経っておりますので、工場立地を取り巻く世の中の状況は大きく変わってきております。全国の工場立地件数は減少傾向にあり、また政府全体の取組としましても、統計業務の効率化や報告者の負担軽減も求められています。

こうした時代の変化を踏まえ、経済産業省としては、調査方法の見直しについて検討を進めてきました。本日はその結果を御説明し、委員の皆様から御意見をいただきたく存じます。

また、現在、内閣府が準備中の国家戦略特区法の改正案について、工場立地法に関する特例措置が盛り込まれる予定であり、本件についても併せて御報告させていただきます。

本日は、忌憚のない活発な御議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田地域企業高度化推進課長

議事に先立ちまして本日は、委員7名全員御出席をいただいておりますこと、御報告いたします。

今回の工場立地法検討小委員会については、3年2ヶ月ぶりの開催でございます。新たに委員に御就任いただいた皆様もいらっしゃいますが、大変僭越ながら、委員の皆様の御紹介につきましては、お手元の委員名簿をもちまして、代えさせていただきます。

また、本日はオブザーバーとして関係省庁にも御参加いただいていることを申し添えさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、本委員会の委員長の御選任をお願いしたいと存じます。

委員の互選により行っていただきたく存じますが、僭越ながら、事務局としては、過去にも本小委員会の委員長をされていた松原委員を御推薦したいと存じます。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、松原委員に委員長をお願いさせていただきますと存じます。これからは松原委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松原委員長

皆様、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいま委員長に選出いただきました、東京大学の松原宏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。早速、議事に入りたいと思います。

「工場立地動向調査の見直しについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○前田地域企業高度化推進課長

資料3の工場立地動向調査の見直しについて、御説明申し上げます。

1ページ目でございますが、工場立地動向調査について、改めて御説明申し上げます。1番下に記載されておりますが、法律の条文で規定されている調査の1

つでございまして、工場立地が適正に行われるように調査を行っているものでございます。目的としては、地方自治体、事業者の届出等の事務を行う際の参考資料としての利用を企図しているところでございます。調査の概要でございますが、毎年、上期と下期の2回に分けて調査を実施しており、年2回の実施となったのは、昭和55年からでございますが、当時、工場立地件数の急増が背景にあったものでございます。この上期、下期の調査の精査をしたものを10月末、3月末に報告し、最終的に確定したものを再度、公表しております。調査の項目は、立地地点、敷地面積、建築面積、設備投資額、労働力、選定理由等を事業者にご記入していただいております。

次に調査の流れを簡単に御説明申し上げます。国の方から事業者へ調査票を送付しますが、その前段階として、自治体の御協力をいただいております。管内の事業者において、工場立地を行う情報を国で収集を図り名簿を作成し、作成した名簿に基づいて調査票を送る仕組みでございます。次のページをお願いします。

調査票の回収をし、調査票の内容については、事業者に補足の御連絡等を行いながら集計確認の作業を行っております。調査全体については、1工程約30日×5工程で実施しており、約5ヶ月の日数を要して、最終的に公表という形をとっております。

調査回数が2回になりました背景ですが、左の黄色い網掛けの部分でございまして、まさに急増があった時期でございまして、適正立地を促す意味でも2回の調査を開始したのはこの頃でございます。現在の件数でございますが、当時と比較すると4分の1の件数に減少しており、安定的に推移をしている状況でございます。

次に、工業団地の立地件数からの観点においてですが、工場立地件数の減少とあいまって、工場団地の立地件数においても減少している状況でございまして、当時の2回の調査を実施した事情から背景は変わってきていると言えます。

また、工場立地動向調査は、統計法における、一般統計調査に位置づけられております。統計法上の要請としまして、報告者の負担軽減、効率化が求められており、合理化を図っていく必要があると考えております。

調査に御協力いただいている事業者、自治体からの御意見をいくつか御紹介します。事業者からの御意見ですが、調査票の記入項目が多いため、御負担があるという御意見を頂戴しております。地方自治体からの御意見ですが、年1回の実施の調査でも目的が達成される。また、事務負担が非常に大きいという御意見を頂戴しています。

以上を踏まえまして、現在2回の調査を行っておりますが、調査の実施回数を年1回に変更すると同時に、最終的な確定の作業も速やかに行うという方向で

改正を図りたいと考えております。また、調査項目の合理化も図りたいと考えております。現在の調査項目につきまして、参考資料として調査票を添付させていただいておりますが、精査の上、必要性の低い項目においては、廃止等の簡素化を図っていきたいと考えております。今後、本委員会にお諮りの上、一般統計調査ですので、総務省と協議を行い、具体的には来年の調査から新制度で実施していきたいと考えております。

本日は、忌憚ない御意見をいただければ、幸いです。以上でございます。

○松原委員長

ありがとうございました。ただ今の説明について、委員の皆様から、御意見をいただければと存じます。発言される際はスカイプのマイクをオンにして、発言された後はマイクをオフにして下さい。トラブル等ございましたら、事務局までお申し付け下さい。では、田島委員、お願いします。

○田島委員

ご報告ありがとうございました。内容を拝見したところ、かなり細かい調査票で年2回実施しているため、簡素化する方向性についてはぜひ進めていただきたいと考えています。

その上で、年1回の実施で、調査項目の簡素化ということですが、参考資料の調査票を拝見しましたが、項目については、継続することで意味がある項目、変化した部分を把握できたらいい項目があると思われまますので、紙で記入するといったものをもう少し合理化できないのかと考えております。

具体的には、例えば、システムを開発して、自動的に集計できるように、変化のあった項目のみ申告できるようする方法ができないかなと考えております。

○松原委員長

曾田委員、お願いします。

○曾田委員

丁寧な御説明ありがとうございました。

調査周期を年2回から年1回に変更することは、私ども自治体にとっては、事務負担軽減につながるということで、いいことだと思っております。

また、調査項目を見直して、縮減することは、事業者の負担軽減につながり、回収率の向上に資するということでいいことだと思っております。

ただ、今後の期待としてですが、調査の見直し後においては、確報の公表時期

を5月としています。手続きの簡素化や電子化が進展していく中で、できれば年度内の3月に公表できるようになれば尚更いいと考えております。自治体によっては、4月に人事異動があるので、調査開始から公表までが同じ年度内に処理できればよりいいと考えております。

○松原委員長

ありがとうございます。他に御意見はございませんでしょうか。それでは、事務局から田島委員、曾田委員からの御質問、御意見に対して、御回答をいただき、その後質問がございましたら、お受けします。それでは、前田課長、よろしくお願ひします。

○前田地域企業高度化推進課長

御意見大変ありがとうございます。調査手法は、現在も電子的な報告ができる仕組みとなっておりますが、まだまだ改善の余地もあると考えておりますので、本日いただいた御指摘を踏まえて、負担軽減と調査の実効性とを両立しながら、調査の手法の合理化を進めていきたいと考えております。

○松原委員長

脇坂委員、お願ひします。

○脇坂委員

私も他の委員の皆様と同じ意見でございます。行政効率化を進め、事業者、国民の報告の負担軽減を図るという点で、調査の合理化、簡素化に賛成です。

そもそも、工場立地法自体、製造拠点の新設・拡張を制限するという発想から生まれている法律です。公害などを防止するという観点からでは制定当時の目標が達成していると考えております。

しかし、制定から50年近くたっており、経済、社会環境が大きく変化しています。これに伴い、工場立地法のあり方についても、できれば今後抜本的に見直しを行っていただきたいと考えております。

例えば、新型コロナウイルス感染症により、サプライチェーンの途絶リスクが明らかになりました。サプライチェーンを多元化したり、あるいは製造拠点を国内回帰すべきといった議論が、国家安全保障上の課題として指摘されているところです。また、経済産業省としても、製造業の国内設置に向けた補助金や取組を進めており重要な政策にしていると理解しております。

そういった観点から、製造拠点の新設を制限するような、現在の工場立地法のあり方について、もう一度考えて直していただいて、工場立地促進法のような形

で法制度のあり方を中長期的には考えていただきたいと思います。

○松原委員長

前田課長、御発言に対して、御回答はございますでしょうか。

○前田地域企業高度化推進課長

御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、制定からかなり年月が経過している法律でございますので、社会情勢の変化を見ながら、不断の見直しを検討していきたいと考えております。

また、一点補足させていただきますと、立地促進という意味合いにつきましては、地域未来投資促進法という法律が別途ございまして、投資の促進を後押しさせていただいておりますが、御指摘の点も踏まえながら、未来法の運用を検討していまいりたいと考えております。

○松原委員長

大分議事が進んできましたが、他の委員で御発言はありますでしょうか。清水委員お願いします。

○清水委員

この調査は工場立地が適正に行われるようにする趣旨の調査であります。地方創生や地域振興の面からも、分析で使われているという実態があると思います。今回回数が減って、統計自体が無くなるような縮小という形で思われないうちに、今後とも充実した統計の内容となるように進めていただけるように希望しております。

○松原委員長

ありがとうございます。御質問というよりは御意見ということでよろしいでしょうか。

○清水委員

はい。

○松原委員長

他の委員の方、いかがでしょうか。御意見は以上ということで、よろしいでしょうか。特に反対の意見はないと伺っていますが、何か異議がありましたら。よろしいでしょうか。

それでは議決に移ります。工場立地動向調査の見直しについて、御了承いただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松原委員長

それでは工場立地動向調査の見直しについては、本小委員会として了承とさせていただきます。私は地域経済産業分科会の会長も務めておりまして、規定により、本小委員会の議決を分科会の議決とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。報告事項として、「国家戦略特区法の改正について」、事務局から説明をお願いします。

○前田地域企業高度化推進課長

資料4「国家戦略特区法の改正について」、報告させていただきます。

国家戦略特区制度でございますけど、自治体・事業者からの提案に基づきまして、規制の改革を行うというものでございます。次のページをお願いいたします。

現在、活用事項数が64、認定事業数が375ということでございまして、今回の工場立地法の関連につきましては、左上に関西圏のところを赤く括っておりますけれども、医療等イノベーション拠点とされている関西圏の方から提案があったものでございます。

大阪府からの規制改革提案といたしまして、工場立地法の規制緩和を求めるというものでございます。具体的には右下のところでございますけれども、緑地面積率の基準を緩和すべきということでございまして、そこにつきましては地域の判断で、条例で定めるということでございます。

こちらにつきましては昨年12月の国家戦略特区諮問会議におきまして、追加の規制改革事項等として決定がなされているものでございます。左の下でございますけれども、緑地面積率等の基準を市町村が条例で緩和することを可能とするよう、必要な規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の通常国会への提出を図るということの決定がなされているところでございまして、現在、関連の作業が行われているものと認識しております。

こちらの右側は国家戦略特区法の改正後のイメージということでございますけれども、通常はこの青い段でございますが、国の準則ですと20%の緑地面積率という規制がかかってございまして、用途地域に応じまして、その下の段ですが、市町村の準則でその値を変更できることになってございまして、この点につきまして、さらに特例的に数値の設定をということで、この具体的な数字がござ

いますのは、現在提案者側の方で想定をされている数字と伺ってございますが、最終的には国の同意行為を経て決まるものと認識してございます。

現在、同様の特区での規制の緩和は下段の方に2段ございまして、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法におきましても、条例で独自に緑地面積率等を定めることができます。今般の国家戦略特区諮問会議の決定を踏まえまして、一番下の赤枠のところでございますけれども、国家戦略特別区域法におきましても、同様の整理がなされるものと認識をしてございまして、改めてご報告申し上げる次第でございます。以上でございます。

○松原委員長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。脇坂委員、御発言をお願いします。

○脇坂委員

この緑地規制ですが、新設する際だけではなくて、工場を増設する際にも規制が適用されるということで、企業の方が工場を拡張したいと考えたときも緑地規制がハードルになってなかなか拡張することができず、生産設備の柔軟な変更ができにくくなっているというふうに聞いておりますので、ぜひ特区制度を活用して生産設備を柔軟に設置できるようにしていただけたらと思っております。

また、今回は特区法ということで、限られた区域内でのみ可能となる制度となっておりますが、特区の趣旨に鑑みまして、今後、特に問題が無いようでしたら、効果などを検証した上で、地域限定ではなく全国展開を考えていただきたいと思います。私からは以上でございます。

○松原委員長

ありがとうございました。御質問というよりは、御意見ということでよろしいでしょうか。

○脇坂委員

はい。大丈夫です。

○松原委員長

他にいかがでしょうか。御質問でも御意見でもかまいません。

○新島委員

報告であり意見はありませんが、国家戦略特区法の表の中で一番最後のところで総合特別区域法と国家戦略特別区域法と二つありますが、この二つの違いはどこにありますでしょうか。

○松原委員長

説明資料の最後の6ページ。冒頭に言われたことなんですが、報告ではあるんですけども、国家戦略特区の事務局にこの委員会の意見を伝えることはできると思いますので、いろいろな観点から御発言いただいて構わないと思います。これは前田課長から御回答いただけますか。

○前田地域企業高度化推進課長

今日はオブザーバーとして国家戦略特区事務局も出席していますので、特区事務局からいかがでしょうか。ちょっと特区事務局の回線の接続が悪いようですので、後ほど御説明していただきたいと思います。

○松原委員長

引き続き御意見を伺うことといたしますが、いかがでしょうか。

○高須委員

私も初めての参加でいろいろと皆様の御意見を聞かせていただいて、国家戦略特区法がスムーズに進みますように皆さんで協力して進めていただきたいと思いますので、特に質問はございません。

○松原委員長

はい。どうもありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょうか。

私はこの小委員会にずっと関わっていますけれども、先程脇坂委員からありましたように、もうかなり敷地いっぱいまで工場ができていて、いろいろな形で緩和してほしいという動きが出てきていて、この間もいろいろな形で緩和をしてきている部分、この流れの中ではあるのかなと思います。一方、緑地自体を維持していくといったようなことも意見としてはあるのかなと思いますけれども、大枠はここで決めるんですけども、実際は現場の方で御判断をちゃんとしていただくということになるかと思います。

特区事務局はつながりましたでしょうか。

○堀内閣府地方創生推進事務局企画調整官

内閣府でございます。大変失礼いたしました。先程新島先生の方から御質問がございました総合特別区域法と国家戦略特別区域法の違いでございますけれども、総合特別区域法は平成23年に作られた法律でございます。規制制度改革、それから税財政の措置、そういったものを組み合わせている仕組みでございます。その中で工場立地法の特例を創設したということでございまして、一方で国家戦略特別区域法は平成25年に創設をされまして主に岩盤規制と言われる、これまで中々規制改革が進まなかったものについて改革を進めていくといったものでございまして、予算や税制は当初無かったといった違いがございます。以上でございます。

○松原委員長

はい。ありがとうございます。新島委員、よろしいでしょうか。

○新島委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

○松原委員長

はい。ありがとうございます。その他、御質問、御意見ありますでしょうか。それでは田島委員、よろしく申し上げます。

○田島委員

ここの中で規制緩和ということで、資料の中でも触れられていることではあるのですが、この工場緑地の規制ができたときの状況と現在の状況では、かなり例えば大気汚染の防止等に関しては緑地が一番効果的であったところから、様々な技術でそういったものがかなり緩和できるようになってきているという大きな変化がありますので、特に都市部などで土地を確保することのコストの高いところでは緩和していくことが合理的かなと考えます。

一方で、例えば騒音、振動等、都市計画法の中でも、この3枚目のスライドの中でも既に規制のかかっているところではあるのですが、緩和するにあたっては、ここで想定しているような環境の被害というのが対応できるような状況であるのかというところがチェックできる仕組みというのは相変わらず必要かなと考えますので、市町村が判断するというところがあまりフリーハンドにならないように注意が必要かなと感じているところです。以上です。

○松原委員長

田島委員、どうもありがとうございます。大阪府と市町村が出てきましたが、

大阪府が提案を行っていて、準則を制定するのは市町村でいいですかね。

○前田地域企業高度化推進課長

御理解のとおりです。制度が改正されますと、これから先、ご提案のあった大阪府などが、市町村の条例の要素を含む形での計画を国に提出され、その後、国の同意を経て条例で実際の準則が制定されるということになります。実際にどこの区域が手を挙げられるかというのは、これからのところというふうに認識してございます。

○松原委員長

運用自体がどうなっていくかというところは、これからということですね。

○前田地域企業高度化推進課長

これからの運用につきましては、今回の改正により規制緩和の枠組みができた後で、また改めて自治体から計画の申請というのがなされまして、それに対して国の承認・同意のプロセスの中で決まってくると認識してございます。

○松原委員長

田島委員、よろしいでしょうか。

○田島委員

はい。ありがとうございます。ではそのところは注意深く実際の設計を進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○松原委員長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。では以上でよろしいでしょうか。新島委員、よろしく願いいたします。

○新島委員

先程も言いましたとおり、これは報告ですので、これについてどうのこうのという話ではないと思いますし、これで結構だと思えるんですけども、最近特に企業の活動の中で自分たちの持っている土地のところでの緑地の確保以外に、それ以外のところでいろんな活動をするというような取組が結構あります。そういう取組も評価するということも入れていくことが必要ではないかと思えます。実はSDGsですとかいろんな面でこれから都市の中でもいわゆる緑化を進める必要があるという意味で重要なことになっていくのではないかと考えていて、そ

ういう取組について評価が促進するようになれば企業の方も取り組みやすいのではないかと、これは参考意見ですが述べさせていただきました。

○松原委員長

どうもありがとうございました。都心の方ですと空中権みたいな話もあったりもしますが、前田課長から何かありますか。

○前田地域企業高度化推進課長

ありがとうございます。その点につきましては、今回、区域の計画をされる際に配慮すべき生活環境との調和に関する事項というのをお書きいただく形になりますので、今まさに御指摘の点を含め、いろいろと検討していくことになりかと思えます。詳細設計につきましてはこれからでございますので、御意見を踏まえて、特区事務局とも連携をさせていただきながら、制度の詳細を詰めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○松原委員長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。いろいろ活発な御意見をいただきましてありがとうございました。この議論につきましては、ぜひ国家戦略特区の事務局にもお伝えいただければと思えます。議事は以上となりますけれども、他に皆様方から御発言がなければ事務局にお戻しいたしますが、いかがでしょうか。では最後に事務局からお願いいたします。

○前田地域企業高度化推進課長

本日は多数の御意見ありがとうございました。通信の事情から、何分ご不便もお感じのところもおありかと思えますので、追っての御意見ということがあれば、また事務局の方に忌憚なくお寄せいただければと思えますし、本日いただいた御意見を踏まえ、この工場立地動向調査の見直し作業を進めてまいりたいと思えます。大変ありがとうございます。

○松原委員長

ありがとうございました。それでは特に御意見なければ、これにて閉会いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

——了——